

# 旧河浦高校敷地内除草業務委託仕様書

## 第1 一般事項

- 1 本業務は、旧河浦高校敷地内の草類を対象とする。
- 2 この仕様書は、業務の基本を示すものであり、内訳書に記載されていない軽微なものについては、学校担当職員と協議し対応を検討する。
- 3 作業は、委託期間内に完了するものとし、現場責任者が担当職員と打ち合わせのうえ、実施することとする。
- 4 受託者の過失により生じた物件の棄損は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、作業実施後は、業務完了報告書（作業写真添付）を提出することとする。

## 第2 除草処理等

### 1 対象物

草類（別紙内訳書及び配置図のとおり）

### 2 注意事項

- （1）除草により隣接する樹木に損傷を与えた場合は、その樹木の伐採、枝払い又は剪定を行うこと。
- （2）除草後は草類が残らないように周辺の清掃を行うこと。（B・C・E地点を除く）
- （3）除草後の草類の処理については、関係法令等に従い適正に処理をすること。

## 第3 その他の事項

### 1 現場管理

- （1）伐採作業等で発生した草類、ゴミ等は、通行の支障とならないよう留意するとともに、作業完了後は速やかに処分するものとする。
- （2）受託者は、常に作業の安全に注意し、現場管理を行い事故防止に努めること。
- （3）受託者は作業実施にあたって事故等が発生した場合は、応急措置を講じ、遅滞なくその状況を発注者に報告するとともに、受託者の責任において処理するものとする。
- （4）受託者は、作業実施にあたって周辺住民から苦情又は意見があった場合は、丁寧に対応し、遅滞なく発注者に報告すること。
- （5）受託者は、業務完了後に施工前及び施工後の記録写真を添付した業務完了報告書を提出すること。

### 2 その他

仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。